

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○ 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（支払開始日）            第十条の二 年金たる恩給の支払開始日は、各支給期月の六日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下本項において「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）とする。ただし、受給者の請求により一月に支給すべき恩給をその前年の十二月に支給する場合には、その月の二十一日（その日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）とする。</p> <p>2            （略）</p> <p>（未支給金の請求等）            第十一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により恩給の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書に次の書類を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合には、同時に規則第六条の請求を行うときは、次の書類は添付することを要しない。            一 請求者の戸籍の謄本又は抄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）            二 （略）</p>	<p>（支払開始日）            第十条の二 年金たる恩給の支払開始日は、各支給期月の六日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下本項において「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）とする。</p> <p>2            （略）</p> <p>（未支給金の請求等）            第十一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により恩給の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書に次の書類を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合には、同時に規則第六条の請求を行うときは、次の書類は添付することを要しない。            一 請求者の戸籍謄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）            二 （略）</p>

第三十八号書式

第三十八号書式

傷病者遺族特別年金の請求に関する申立書

私は、公務員（旧軍人）が下の表の年金を受けていなかったことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 \_\_\_\_\_

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

年金制度	年金の種類
恩給法	普通恩給
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	退職共済年金 障害共済年金 退職年金 減額退職年金
旧地方公務員等共済組合法	障害年金

第三十八号書式

第三十八号書式

傷病者遺族特別年金の請求に関する申立書

私は、公務員（旧軍人）が下の表の年金を受けていなかったので、公務員（旧軍人等）の在職期間を参入した遺族共済年金等を受けることができないことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 \_\_\_\_\_

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

年金制度	年金の種類
恩給法	普通恩給
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	退職共済年金 障害共済年金 退職年金 減額退職年金
旧地方公務員等共済組合法	障害年金

○ 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（未支給金の請求等）            第七条 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第二十二条第三項の規定により準用される恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により互助年金又は互助一時金の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書を裁定庁に提出することを要する。</p> <p>2 前項の請求書には、次の書類を添えることを要する。            。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に令第五条又は第七条の請求を行うときは、次の書類は添えることを要しない。</p> <p>一 請求者に関する戸籍の謄本又は抄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）</p> <p>二 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（未支給金の請求等）            第七条 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第二十二条第三項の規定により準用される恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により互助年金又は互助一時金の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書を裁定庁に提出することを要する。</p> <p>2 前項の請求書には、次の書類を添えることを要する。            。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に令第五条又は第七条の請求を行うときは、次の書類は添えることを要しない。</p> <p>一 請求者に関する戸籍謄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）</p> <p>二 （略）</p> <p>3 （略）</p>